

# 環境社会配慮助言委員会 第137回 全体会合

日時 2022年6月6日（月） 14:00～16:00

場所 JICA本部229会議室およびオンライン会議

（独）国際協力機構

## 助言委員

|        |                                                                  |
|--------|------------------------------------------------------------------|
| 阿部 直也  | 東京工業大学 環境・社会理工学院 融合理工学系 教授                                       |
| 石田 健一  | 元東京大学 大気海洋研究所 海洋生命科学部門 助教                                        |
| 奥村 重史  | 有限責任あずさ監査法人 パブリックセクター本部 ディレクター                                   |
| 小椋 健司  | 元日本高速道路インターナショナル株式会社 プロジェクト担当部長                                  |
| 織田 由紀子 | JAWW（日本女性監視機構） 副代表                                               |
| 掛川 三千代 | 創価大学 経済学部 准教授                                                    |
| 木口 由香  | 特定非営利活動法人 メコン・ウォッチ 事務局長                                          |
| 源氏田 尚子 | 公益財団法人 地球環境戦略研究機関（IGES）<br>東京サステナビリティフォーラム フェロー                  |
| 作本 直行  | アジア経済研究所 名誉研究員                                                   |
| 柴田 裕希  | 東邦大学 理学部 准教授                                                     |
| 島 健治   | 株式会社三井住友銀行 サステナビリティ本部<br>サステナビリティ企画部 上席推進役                       |
| 鋤柄 直純  | 一般財団法人 自然環境研究センター 研究本部 研究主幹                                      |
| 田辺 有輝  | 特定非営利活動法人 「環境・持続社会」研究センター（JACSES）<br>持続可能な開発と援助プログラム プログラムディレクター |
| 寺原 譲治  | 城西国際大学 観光学部 教授                                                   |
| 錦澤 滋雄  | 東京工業大学 環境・社会理工学院 融合理工学系 准教授                                      |
| 長谷川 弘  | 広島修道大学 人間環境学部・大学院経済科学研究科 教授                                      |
| 林 希一郎  | 名古屋大学 未来材料・システム研究所 教授                                            |
| 原嶋 洋平  | 拓殖大学 国際学部 教授                                                     |
| 日比 保史  | 一般社団法人 コンサベーション・インターナショナル・ジャパン<br>（CI ジャパン） 代表理事                 |
| 松本 悟   | 法政大学 国際文化学部 学部長・教授                                               |
| 山岡 暁   | 宇都宮大学 地域デザイン科学部 教授                                               |
| 山崎 周   | 株式会社三菱 UFJ 銀行 サステナブルビジネス部<br>部長（環境社会リスク管理担当）                     |
| 米田 久美子 | 一般財団法人 自然環境研究センター 研究本部 フェロー                                      |

敬称略、五十音順

## JICA

|       |                   |
|-------|-------------------|
| 馬杉 学治 | 審査部 次長            |
| 小島 岳晴 | 審査部 環境社会配慮監理課 課長  |
| 高橋 暁人 | 審査部 環境社会配慮審査課 課長  |
| 安村 幸太 | 民間連携事業部 海外投融資課 課長 |
| 川端 智之 | 南アジア部 インド高速鉄道室 次長 |

○原嶋委員長 それでは、第137回のJICA環境社会配慮助言委員会の全体会合を開催させていただきます。よろしくお願いいたします。

本日は、私のところで承知している範囲では、谷本委員がご欠席、あと、長谷川委員が若干遅れてご参加ということで、ほかの委員の皆様はオンラインでご参加いただいているというふうに承知しています。よろしくお願いいたします。

それでは、まず、お手元の議事次第に従いまして進めさせていただきますが、ワーキンググループのスケジュール確認ということでございます。お手元に日程表がございますけれども、もし何かここで重要な点がありましたらご発言いただきたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○小島 小島から説明させていただきます。

○原嶋委員長 事務局からよろしくお願いいたします。

○小島 ありがとうございます。

次期助言委員の選考につきましては、5月20日に応募を締め切りました。今選考中でございます。よって、7月8日が皆さんにとって最後の全体会合になります。それ以降のワーキンググループはご覧のとおり全部（予定）というふうに書いています。一応付議する案件がある場合は、8月以降を中心にワーキンググループの開催を検討したいと思いますのですが、もし急ぎで検討いただく可能性がある場合は、また来期の助言委員の皆さんと相談させていただくというところでございます。

変な付言なんですけれども、次回、7月8日の全体会合においては、委員を継続されない方々からご挨拶をいただきたいと思いますので、心の準備までどうぞお願いしたいと思います。ただ、鋭意選考中ではありますが、うまくいかない可能性ももしかしたらあるかもしれませんので、その際はご留意いただければと思います。

以上です。

○原嶋委員長 ありがとうございます。委員の皆様、今のご説明を含めて何かありましたらご発言を頂戴いたしますので、サインを送ってください。

よろしいでしょうか。

それでは、続きまして、次に進めさせていただきます。3番目ですけれども、案件概要説明ということで本日1件でございます。ラオス国のモンスーン風力発電事業でございます。ご担当の方、準備できましたらご説明をお願いします。

○安村 JICA民間連携事業部海外投融資課におります安村と申します。音声、聞こえておりますでしょうか。

○小島 はい。聞こえております。

○原嶋委員長 聞こえていますよ。

○安村 では、案件概要のご説明をさせていただきます。

本日はご説明いたしますのは、ラオス人民民主共和国におきましてモンスーン風力発電事業という風力発電事業になっております。

背景のところのスライドにいただきまして、背景として幾つか記載をしてございますが、ラオスにおきましては、第9次国家社会経済開発計画というものにおいて、エネルギー供給の多様化を推進していくという方向性が示されております。こちらの計画の中で2025年までに水力を

65%、火力を30%、その他太陽光、風力など再生可能エネルギーを5%とするという計画が立てられています。本案件につきましては風力発電ということで、こちらの計画に沿った事業となっています。

2点目の点でございますけれども、2030年までの開発目標を示したVision2030というラオス政府の施策がございまして、この中で電力セクターについては、電源開発というのが近隣諸国に対して売電をすることで外貨獲得をするという形で、大きな柱として位置づけられているものでございます。

本事業は後ほど概要をご説明いたしますけれども、ラオスで風力発電所を作りまして、そこで作った電気を隣国のベトナムに売電するという事業でございます。隣国のベトナムとの間では、2020年12月に両国の首脳の間で電力の購入計画というのが締結されておりまして、ベトナムに対してラオスは売電を積極的に進めているところでございます。

そういった背景の中で、本事業はラオスで初めてとなります民間の独立発電事業者による風力発電設備の建設、運営を実施するものとなっております。同国の新規電源開発による再生可能エネルギー発電量の増加ですとか電源構成の多様化、再生可能エネルギー推進による気候変動の緩和、民間投資の活性化に資するということで、私どもは当国ラオス政府の方針に合致しているというふうに理解をしております。

加えまして、本事業はベトナム政府側におきましても電力開発計画において明記されておりまして、ベトナムにおける電力需給逼迫の解消及び気候変動対策にも資するというふうに考えているものでございます。

次のスライドをお願いいたします。

事業概要でございますけれども、1ポツ、対象地域がラオス人民民主共和国のセコン県とアッタプー県の2県にまたがったところになっております。事業目的としましては、ラオスの南東部に位置しますセコン県、アッタプー県におきまして風力発電所、定格容量600MW及び関連設備の建設・運営を通じ、同国の再エネ発電による電力供給量の増加を諮り、もって持続的な経済成長と温室効果ガス排出削減に寄与するものというふうになっております。

事業の概要としましては、3ポツのところでは風力発電所としては定格容量600MW、ラオス側の500kVの送電線の22キロ。その中で一部35kVと115kVの送電線も含まれてございます。加えまして、変電所等の建設と運営といったものが含まれた形の事業スコープとなっております。

4ポツの事業関係者でございますけれども、融資先につきましては、本件は本事業のために設立された特別目的会社に対する融資を想定しております。この特別目的会社に対しまして投資をするスポンサー企業でございますけれども、こちらに記載しておりますBCPG Public Companyというタイの企業と、こちらにもImpact Electrons Siamというタイの企業、ラオス企業のSMP Consultation Soleと、あと、日本の三菱商事、こちらの企業が合併事業として本事業に取り組むという形になってございます。現状、協調融資行としましては、アジア開発銀行を中心としまして、ほか10行以上を想定しております。ただ、こちらの構成等についてはまだ確定になっておらず、今後調整されるというふうに私どもは聞いてございます。

次のスライドにいただきまして、事業対象地でございますけれども、この黄色線の右側のところがベトナムになっておりまして、そことの国境境のところでオレンジ色の線で囲ったところ

がプロジェクトエリアとなっております。そこで、ラオス側の送電線22kmというところが伸びておりますけれども、ここまでを事業スコープというふうに捉えてございます。ベトナム側の送電線44kmにつきましては、この事業以外の用途でも活用されるというふうに聞いてございまして、不可分一体の事業には該当しないというふうに私どもは理解をしております。

次のスライドへいっていただいて、こちらは事業対象地の現状の写真を載せておりまして、こういった形の地形になってございます。

次のスライドをお願いいたします。5ページです。

風力タービン及び送電線の位置を示した図になってございます。こちらの赤いところがproject development areaで囲われているところとございまして、風力タービンの位置は緑色のドットで示されたところとなっております。黄色い三角形のところが500kVの変電所、右側の上の辺りにございますけれども、こちらから黄色い線が伸びておりまして、これが500kVの送電線のルートとなっております。タービンの間をプロジェクトの事業地内でつなぐ115kVと35kVにつきましては、こちらの紫色と青色の線でつながっている形で示されているところとなっております。あと、水色の点がございまして、こちらはvillageということで、こちらが村落の場所を示した形になってございます。

では、次のスライドをお願いいたします。

保護区及びKey Biodiversity Areasでございまして、プロジェクトエリアは先ほどの図と同じように赤い線で囲ったエリアになっておりまして、それよりも広いところでEAAAの鳥類をカバーするエリアとして紫色のところで囲ったエリアが調査エリアとなっております。非飛行種につきましては青色のラインのところで調査エリア上に規定されてございます。この中でオレンジ色のKey Biodiversity Areasというのが2か所ございまして、右上の500kVの発電所の近くのところでKey Biodiversity Areasが1か所ございまして、もう一か所はタービンが中心になっておりますDakchung Plateauのあたりですね。この2か所でKey Biodiversity Areasとなっております。こちらの中で特に鳥類等の関係でImportant Bird Areaというふうに確認されております。

次のスライドをお願いいたします。

環境社会配慮事項としましては、本事業の適用ガイドラインとしましては本年の1月に公布されたガイドラインが適用になるという点でございまして、あと、2点目、カテゴリ分類につきましては、影響を及ぼしやすい特性及び影響を受けやすい地域に該当するという点で、私どもはカテゴリAというふうに考えてございます。

3ポツの環境許認可でございまして、こちらは同国内法上、ESIAの実施が義務づけられておりまして、こちらは事業者側がESIAレポートを作成しまして、2022年2月にラオス政府当局に一度提出をしております。その上で許認可を6月に取得する予定というふうに現状は聞いております。

今回のスコープとしましては、助言を求める項目としては環境レビュー方針について助言をいただければというふうに考えております。

次のスライドから環境レビュー方針につきましてご説明いたします。

1点目、環境許認可でございまして、こちらは先ほど申し上げたとおり一部修正したものを2022年2月に提出しておりまして、こちらの承認が近々下りるというふうに聞いておりますが、

国内承認状況を確認してまいるといところでございまして、その中で附帯事項等がもしあれば、そういったものがあるかどうかというところと内容の確認をしていく予定でございします。

汚水対策ですけれども、こちらは風力発電所の建設でございしますので、工事中に出てくるであろう大気質、水質、騒音・振動、廃棄物等につきましては、工事中の運搬車両への飛散防止カバーの使用ですとか濁水の管理、工事時間の日中への限定といったようなものとか、あとは工事機材の適切な維持管理、適切な廃棄物管理等の対策が取られることによって影響を緩和するという点は確認してございします。

操業開始後ですけれども、騒音、シャドーフリッカー等の影響が想定されておりますので、こちらにつきましては、定期的な維持管理等の対策を取って影響を緩和するという点を確認してまいりますが、緩和策の詳細につきましては今後確認していく予定でございします。

自然環境面ですけれども、こちらは政府が法令等により指定した保護区というのはプロジェクトエリアにはないという点を確認しております。ただ、先ほど図でお示ししたとおり、2か所のKey Biodiversity Areasが含まれております。加えまして、生態学的に適切な調査範囲の中にはCR種が確認されているというところでもございしますので、こちらについては緩和策の詳細について確認していくということを考えております。あと、事業によりまして森林伐採が回避できない可能性があるというところも確認しておりますので、こちらの実際に必要となる伐採面積の確認といったものは、今後詳細を確認できればと思っております。

スポンサーは国内ESIAに追加しまして、レンダー側の要求水準を満たすために追記的な生態系調査を既に実施しているという点は確認してまいりますが、こちらの中身につきましては、これから確認していくという状況でございまして、重要な生息地に該当するかどうかといった点についても確認していく次第でございします。

次のスライドにいただいて、社会環境面ですけれども、本事業では恒久的に使用する用地としまして5.4ha、一時的に使用する土地として約125haの用地取得が必要となってございします。非自発的住民移転というのは伴わないという点は確認してまいりますが、一方で、農地として利用されている土地があるということで、用地取得自体は恒久的・一時的を含めまして246世帯に対して影響が回避できない可能性があるという点も確認してございします。森林伐採が回避できないという場合におきましては、非木材林産物採取への影響を受ける世帯というのが2,107世帯に上ることが想定されております。

ラオス政府と事業者とのコンセッション契約の中で、事業者から被影響住民に対しましては、健康・教育・経済に関連したコミュニティ開発プログラムというのが提供されることになっております。この点についても具体的にどういった内容かというのを確認してまいります。

事業の中で4つの少数民族グループがプロジェクトの影響範囲内に存在するという点を確認してまいりまして、この4つの少数民族がJICAの環境社会配慮ガイドライン上の先住民族に当たるかという点につきましては、ちょっとまだ確認が取れておりませんので、こちらについては先住民族に該当するかどうかという点と、その場合の配慮に係るJICAガイドラインとの整合性という点も確認してまいります。

最後の点、プロジェクトサイトの4か所につきまして住民が神聖な森として認識している場所と重複しているという点を確認してまいりまして、ここについては対象地域の村長からの許可を得るな

ど、当該地域において社会的に適切な方法で現地の方々との合意が得られるような十分な調整を図るというふうに聞いておりますが、詳細についてこちらも確認してまいる次第でございます。

その他・モニタリング事項ですけれども、工事期間中は主にコントラクターが汚染対策及び自然環境に係るモニタリングを行うという形になっておりまして、操業開始後は事業者のほうで騒音ですとかシャドーフリッカー、生物多様性、社会環境等のモニタリングを行うということを確認しております。こちらのモニタリング項目、特に操業開始後のシャドーフリッカーへの対応等について詳細を今後確認していく予定でございます。

次のスライドをお願いいたします。

今後のスケジュールでございますけれども、最短でのスケジュールをこちらで示しておりまして、EIAにつきましては私どもも先日公開しております。本日が全体会合での案件概要説明となっております、その後、助言委員会のワーキンググループの中で議論いただいて助言案の検討をするというところと、全体会合の付言を確定した上で私どもは審査に臨みまして、最短の場合でL/A調印というのが9月末から10月ぐらいということを現時点では想定してございます。

民間連携事業部からの説明は以上となります。

○原嶋委員長 どうもありがとうございました。

それでは、ご質問あるいはコメントありましたらサインを送っていただきたいと思いますけれども、お願いします。

それでは、3名ずつぐらいで区切ってご対応をお願いしますので、安村さんのほうもお願いします。

それでは、錦澤委員、お願いします。

○錦澤委員 4点ほどJICA事業部の方にお尋ねしたいんですけれども、1点目は事業の概要についてスライドの5ページ目に説明があったかと思います。もう少し事業の概要、基本的なことをお尋ねしたいんですけれども、600メガということで風車の定格が例えば4メガ150基とか、どのくらいの風車を何基ぐらい建てる、そのあたりのことについてお尋ねしたいと思います。

それからあと、後ろのほうの8枚目でしたでしょうか。赤いエリアが事業エリアということなんですけれども、ちょっとこれ正確に聞きたいんですが、右上のところに送電線ですね、ベトナムのほうにつなぐ送電線、これは全部含まれるという理解でいいんでしょうか。赤枠が途中までになっていますので、そこも含めてこの送電線全部、右上のところまで含むのかどうか、ここもちょっと確認したいと思います。

それから、2点目ですけれども、2点目はちょうど今出ていますこちらの図で緑色が風車のタービンの位置で、水色の青いところがvillageとなっていますので、これが集落で人が実際に住んでいるところなんだろうと思います。結構これを見ると緑色と重なるようなエリア、ちょうど赤の事業エリアの中心辺りとか緑とかなり近いように見えるんですけれども、一番近いところで離隔をどのくらい考えているのか、そこについて教えてください。

それから、EIAが出ているということでステークホルダー・エンゲージメントの状況はどういう状況なのか。例えば結構懸念を示したような住民がいるのかどうか、それから、何メガのものを何基建てるのかということをお尋ねしたいんですけれども、例えば4メガとかだと150メートル以上の高さがあるので、そのあたりのフォトモンタージュ等を示してきちんと住民に既に説明しているか

どうか、その点がちょっと気になっているので、確認したいと思います。

それから、3点目はこの図にもあるんですけども、送電線をベトナムのほうに引くのがちょうど集落がずっとつながっていて、道路があるところに作るということで、これは恐らく経済性のことを考えてこういうルートになっているんだと思うんですけども、ただ、これは実際に集落等が近くにありますので、ほかのルートの代替案を検討しているのかどうか、ちょっとここは集落が立地しているところなので、ルートとしては望ましくはないと思うんですね。そのあたりの検討状況についても教えてください。

それから、ごめんなさい。最後ですけども、この事業は電力を他国に売電するということなんですけれども、実際に風力等々再エネの事業は、最近はもう迷惑施設という捉え方もされていて、地域に対するメリットについてどういった事業のメリットが地域にあるのか、事業の中で検討されているかどうか、その点についても教えてください。

以上です。

○原嶋委員長 どうもありがとうございました。

それでは、続きまして、田辺委員、お願いします。

○田辺委員 田辺です。

細かい点はワーキンググループのほうでお願いしたいと思いますが、1点だけ大きなポイントとしては、ベトナム側の44kmが不可分一体じゃないという理由として、その他のプロジェクトがあるということだったんですが、具体的にどういうプロジェクトがあるのかということと、それから、この44kmの送電線を通る電気のうち、この風力発電事業が占める割合というのがどの程度あるのかといったあたりが不可分一体でないということを根拠づけるために重要な情報かなと思いますので、お願いします。

以上です。

○原嶋委員長 ありがとうございます。

源氏田委員、聞こえますか。すみません、ちょっと順番がもしかしたら逆になってしまいましたけれども、よろしくお願いします。

○源氏田委員 源氏田です。

質問が2点あるのですが、環境レビュー方針の自然環境面のところで、プロジェクトエリア内に2か所のKBAがあるということで、CR種が出ていると書いてあります。このCR種なんですけれども、具体的には鳥類なのかあるいは哺乳類なのか、どういった動物なのか分ければ教えてください。もし鳥類であれば、風力発電施設ですので、配慮が必要になってくるかなと思ひまして、そこを伺えればと思います。

それから、2点目ですが、同じく環境レビュー方針の社会環境面のところで、プロジェクトサイト内の4か所で住民が聖なる森としているところがあるという記述があり、神聖な森としている場所があるということなんです、こちらは伐採される予定なのか、あるいは保全される予定なのかというのを教えていただければと思います。これは多分住民の皆さんにとっては非常に文化的にも貴重なエリアになるかと思うので、できれば保存していただければと思いますけれども、以上です。よろしくお願いいたします。

○原嶋委員長 ありがとうございます。

それでは、安村さんですか。事業部のほうで今、錦澤委員、田辺委員、源氏田委員からのご質問ですね。都合私のほうで確認しているところでは7つあると思いますけれども、お答えできますでしょうか。

○安村 聞こえておりますでしょうか。よろしいですか。

○原嶋委員長 はい。聞こえています。お願いします。

○安村 ご質問ありがとうございます。

錦澤委員からのご質問のまず1点目でございますけれども、600MWの定格容量ということで風車何基ぐらいという点でございますけれども、こちらは4MWのタービンが132基、4.5MWのタービンが16基で、合計148基のタービンが導入される予定となっております。

2点目の送電線の対象エリアですね。赤枠から黄色い線が飛び出ているという点でございますけれども、こちらは送電線の22キロにつきましては事業対象というふうになってございます。

3点目のビレッジがタービン位置に近いが、一番近いところはどのぐらい近いのかという点でございますが、こちらは何キロみたいなどころまでは残念ながらちょっとまだ情報をつかんでおりませんので、こちらはワーキンググループまでに確認してご報告できればというふうに考えてございます。

4点目、ステークホルダー協議の現状でございますけれども、こちらは国内ESIAの手續に基づきましてステークホルダー協議を実施をしてございます。この中では、主に事業による便益とか影響について質疑がなされていまして、主な意見としましては、雇用機会の増加の期待、村落へのインフラ整備の支援の要望ですとかタービン配置への要望といったような点が挙げられたというふうに聞いてございまして、明示的に懸念を示している方というのは、現時点ではまだ確認できていないというところでございます。こちらは詳細を今後我々も確認してまいります。

5点目のタービンが結構高さもあるという点で、フォトモンタージュ等を使って住民に説明しているかという質問につきましては、こちらはフォトモンタージュを作成して住民に説明しているという点は確認してございます。

6点目の送電線ですけれども、集落、道路があるエリアに集中しているということもありまして、代替のルートを検討したのかというご質問ですけれども、こちらについては検討した上で現状のルートになっているというふうに私どもは理解をしております。

7点目、地域に対するメリットのところですが、ご理解のとおり本事業で発電する電力は、基本的にはベトナム側に売電するという形になっておりますけれども、現地に対しましてコミュニティ開発プログラムを実施するといった点ですとか、あとは現地の雇用ですね。工事期間及び運営・維持管理段階で事業運営に必要な雇用というのがございますので、そういった雇用機会の増加といったところはメリットとして挙げられるかなというふうに考えております。

2点目にご質問いただいた不可分一体のところについてのご質問ですが、こちらは現時点で確認しているところでは、このベトナム側の送電線につきましては4GWほどの容量をカバーできる事業を想定しているというふうに聞いてございまして、本事業が600MWということで、それ以上の容量をベトナム側では想定しているということです。将来的にはほかのラオスの水力発電事業等も活用されるというふうに聞いておりますので、私どもとしては、本事業は不可分一体ではないというふうに整理をしております。

3人目の方のご質問ですけれども、CR種は具体的にどういう動物かという点につきましては、渡り鳥ではない哺乳類と、あとは鳥ですけれども、渡り鳥ではないといったような種類の動物が確認されております。カンムリセイランという鳥ですとかズグロシマドリといったような鳥類ですとか、あと、マレーセンザンコウといったような哺乳類も生息可能性があるというふうに確認をしております。

神聖な森につきまして、実際に伐採の対象になるかどうかという点については、こちらは事業対象エリアに重複する可能性があるという点は確認しておりますけれども、実際に工事で何らか伐採するかどうかというところまでは確認は取れておりませんので、こちらは詳細を今後確認できればと考えております。

以上でございます。

○原嶋委員長 ありがとうございます。ちょっと代替案の検討と不可分一体のところは恐らくいろいろご意見があると思いますが、まずはほかの委員の皆様のご発言がありますので、ちょっと続けます。

掛川委員、聞こえますか。お願いします。

○掛川委員 掛川です。

説明ありがとうございます。JICA側への質問で3点あります。

1つは1ページ目の事業概要のところ、今回、協調融資行はADBを含め大体10行ぐらいあるということで、こちらを見ますと、資金面では十分に調達できるのかなという印象を受けていますけれども、JICAが今回海外投融資を使って、敢えて参画するという理由について、すみませんが、もう一度説明いただければと思います。それが1点目ですね。

2点目は同じところに関係するんですけれども、環境社会配慮につきましては、基本的には協調融資行にある10行ぐらいの組織、それから、事業者の間で検討されることになると思うんですが、基本的にどのようなコンセンサスを取って、どのような環境社会配慮をやっていこうというふうな議論が既に進んでいるか、その状況を教えていただければと思っています。ADBとJICAの環境社会配慮のレベルは大体同じと理解していますけれども、ほかの参画する銀行であるとか投資組織がどうなのかということがちょっと気になっています。

3点目は環境レビュー方針の社会環境面のところについてですが、こちらの状況を拝見しますと、地域にいる少数民族ですとか山岳民族に対する影響が非常に大きくなり得る、もしくはリスクが非常に高くなり得る案件かなという懸念を持ちました。例えば、山岳地帯で農地として使われている土地が、用地取得として必要であるとか、その代替の土地を、どこにどれぐらい用意できるのかとか、そういった状況がとても懸念するものかと思っています。

ですので、今後、JICAさんのほうでさらに調査をされると思うんですが、本件について、特にこの環境社会配慮について、非常にリスクが高いとか、逆に協調組織の間で協調していくことが難しいということになった場合には、これはJICAとしては参画をやめると、そのオプションもまだ持たれているのかどうかというJICAのスタンスについてお伺いしたいと思いました。

以上、3点です。よろしくお願いします。

○原嶋委員長 ありがとうございます。

それでは、続きまして、鋤柄委員、お願いします。

○鋤柄委員 保護区に関連して2点質問です。

1つ目はKBAになっているDakchung Plateauというところでしょうか、この真ん中にタービンが幾つも予定されております。このKBAに指定されている地域を避けるような代替案としてはどのような検討がされたのか、またその比較検討の内容についてももし分かれば教えていただきたいというのが1点目です。

2点目は先ほど不可分一体ではないというご説明をいただきましたけれども、ベトナム側の送電線についてです。保護区のごく近傍、そして、KBAを通過するようにも見えます。先ほどのご説明で、このベトナム側の送電線はラオス側からの電力を送る目的のために作られるということでした。今回の事業がこの送電線を使う第1号となると思います。従って今回の事業及びこれに続く事業からの送電との関係という点も含めてしっかりと不可分一体ではない、あるいはその可能性があるのであれば、どういう自然環境への配慮がなされるのかという点についての詳細な検討が必要だと思います。これはコメントでした。

以上です。

○原嶋委員長 どうもありがとうございました。

それでは、続きまして、木口委員、聞こえますか。お願いします。

○木口委員 木口です。

このエリアなんですけど、ラオスの中でも数値上開発が遅れている地域という位置づけになるかと思うんですが、その分、非常に地域の方たちが従来の生活様式を保っているエリアだというふうに理解しております。

先ほどご説明の中で社会環境面のほうですが、ガイドライン上の先住民族への該当かどうかというのはまだ確認できていないということだったんですが、対象であるか否かというのをシビアに捉え過ぎると逆に問題が生じるかなと考えております。コメントになるんですが、ラオスの中で先住民族であるか否かという制度上の規定と実際に現地で事実上そうであるかということは恐らく齟齬が出ると思いますので、その辺に関しては専門家のご意見などを聞いて慎重に判断していただければと思います。

それから、このエリアなんですけれども、かなり独自の文化を持っているということで、ラオスの政府内での恐らく主流派であるラオ民族とはかなり違った文化ですとか生活様式を持っている上、コミュニケーションは非常に難しいことが予想されます。現地出身の調査者やコンサルタント等を雇用されて、そういった方たちを通して慎重に緊密なコミュニケーションを取れるような体制というのが構築されているかというのをぜひご確認いただければと思います。

それから、先ほどほかの委員の方からもコメントありましたが、神聖な森というものはできるだけ開発からは避けて開発されたほうが結果としてプロジェクトの進捗に影響しないのではないかと、いうところも非常に気になりました。

以上です。

○原嶋委員長 ありがとうございました。

それでは、安村さん、聞こえますか。

○安村 ありがとうございます。聞こえております。

○原嶋委員長 重要な点で、今、掛川委員と鋤柄委員と木口委員からありましたので、ご対応をお

願いたいんですけれども、1点ちょっと代替案の検討においてKBAを回避するあるいは聖なる森を回避するという議論がどの程度行われているかということについて、全体として若干懐疑的といったらちょっと言い過ぎかもしれませんが、クエスチョンなんですけれども、その点ちょっと可能な範囲でご丁寧に説明をお願いします。よろしくお願いします。

○安村 すみません、お待たせいたしました。

1点目の掛川委員からご質問いただいた点ですけれども、協調融資行がいるというところで、なぜJICAが参画するかというところがございますけれども、こちらについては開発金融機関と商業銀行がそれぞれ違う形で入ることが想定されております。海外投融資では既存の民間金融機関のみで検討時点で対応できない場合、JICAとして海外投融資で果たす役割があるということで考えておりますけれども、本事業につきましては、ラオスで初めての民間事業者によります大規模風力発電事業という点で、ベトナムへの売電という形で国境をまたぐ2国間での連携事業となつてございます。電気を買うベトナム政府傘下のEVNに対して長期で支払いリスクというのを負うといったような形ですとか、あとはラオスでこの風力発電事業を民間事業としてやるというのは初めての試みでございますので、ラオス政府との調整ですとか、そういった制度がきちんとうまくいくのかといったところで、かなり事業においてはリスクがあるというふうに私どもは考えてございます。

こういった事業を進めるに当たって、アジア開発銀行、JICA、あとほかに幾つか開発金融機関が中心となつて入る想定でございますけれども、こういった形でリスクを開発金融機関のほうである程度軽減しながら民間資金も導入する、事業を進めていくというところでJICAもその役割を果たせるのではないかなというふうに考えてございます。

2点目の環境社会配慮に関しまして、協調融資行の中でどのようなコンセンサスを得ているのかという点でございますけれども、こちらについては開発金融機関、ほかの機関も含めまして環境社会配慮ガイドラインを持っておりますので、そのガイドラインについては遵守するということを各行ともに求める形になりますので、共通して確認していく、協力しながらという形になるかなと思つてございます。実態上はアジア開発銀行とJICAのガイドラインにきちんと遵守するといったことを求めていく形になっております。

3点目のところですが、山岳民族に対する影響がある程度あるのではないかなという点で、代替地ですとか用地取得について確認したのかという点でございますけれども、こちらについては事業を調査する中で一番用地取得ですとか影響が少ないところとしてこういった形で選ばれているというふうに確認しておりまして、詳細はこれから詰めてまいりたいと思っております。

鋤柄委員のご質問のところですが、こちらも同様にKPAのDakchung Plateauを中心にタービンがあるというところで、どのような代替案が検討されたのかというご質問ですが、先ほどの掛川委員のご質問への回答と同様に、こちらについても影響範囲を見ながら最小化するというところでこういったレイアウトになっているというふうに聞いておりますので、この点、詳細をワーキンググループまでに確認してご説明できればというふうに考えてございます。

2点目の不可分一体ではないというところにつきましては、こちらはベトナム側の送電線については4GWという設備容量で、本事業以外のものが大半となるような形でベトナム側での開発計画の中で整備が進んでいるというふうに聞いておりまして、本事業がなければやらないという事業には該当しないのではないかなというふうに私どもは考えてございます。

木口委員からご指摘いただいた社会環境のところで、先住民がガイドラインの対象か否かだけにとらわれないで慎重に対応が必要じゃないかという点につきましてはご指摘のとおりでして、我々の調査の中でも先住民族と保守的に捉えた形でそれに対する計画を今後立てていくというふうに聞いておりますので、この点、留意して進めていければというふうに考えてございます。

神聖な森のところもこちら先ほどの質疑応答でも申し上げましたけれども、極力避けたほうがいいというふうに私どもも考えておりますので、こういったところは詳細をちょっと確認してまいりたいと思います。

以上でございます。

○原嶋委員長 ありがとうございます。

ちょっと安村さん、代替案の検討については既に提出されているあるいは公表されているEIAの中で詳細な記述があると考えていいんですか。その点、ちょっと教えてください。

○安村 お待たせしました。すみません。聞こえております。

代替案につきましては、現状のラオス国内法に準拠したESIAのほうではそこまで詳細な分析はないというふうに確認しております、一方でレンダーが要求しておりますESIAを今後整備していくんですけれども、その中では含まれるというふうに現状聞いておまして、内容については精査した上でご説明できればと思っております。

○原嶋委員長 それでは、続きまして、織田委員、聞こえますか。お願いします。

○織田委員 織田です。ありがとうございます。

お尋ねしたいんですけれども、5ページのところで事業者とまた別にスポンサーということで4社が上がっているんですけれども、この後のところのESIAの作成に関しまして事業者が作成するという説明と、それから、スポンサーが作成するという説明があります。10ページのほうが事業者になっていて、11ページがたしかスポンサーになっていたと思うんですが、このあたりの関係がちょっとよく分かりにくいんですが、特別目的会社はスポンサーの4社が作ったので、全部事業者も同じと考えていいのか、そうでない場合は何か言葉の使い分けに意味があるのか教えていただけたらと思います。よろしくお願いします。

以上です。

○原嶋委員長 ありがとうございます。

山岡委員、聞こえますか。よろしくお願いします。

○山岡委員 山岡です。ありがとうございます。

私からは2点質問です。1点目はこの事業のラオス国への便益に関する質問です。ラオスにとってタイとかベトナムへの売電というのは、外貨獲得のための政府にとって非常に重要な輸出産業ということだと思います。しかしながら、実際ラオスの乾季には電力不足になってタイから電力を輸入しているという状況もあります。この場合はラオスが売る電力価格よりも高い価格で電力を買っていると、こういう状況が発生しています。これは契約上、勝手にラオスの電力が不足しているから電力を使うというわけにはいかないということです。

また、この事業ではスポンサーにはベトナム企業が入っていないようです。ということは、タイの企業が中心となってラオスの自然資源を使ってベトナムへ売電するビジネスというふうに考えてもいいのかなと思います。再生可能エネルギーの促進による気候変動の緩和というメリットがあり、

海外投融資なので、民間投資の活性化に貢献するというのは、理解できます。しかしながら、ラオスの資源をラオス国民のために直接使用する視点というのはいいのではないかなというふうに思うわけです。

具体的に申し上げますと、この風力発電の何割かはラオスのために使用すべきではないかと思うんですけども、このベトナムとラオスの国家間の契約とか計画というのは、どのようになっているのでしょうか。この点についてJICAのお考え、これまでアドバイスがあればこういう点について教えていただければと思います。

これが1点目で、2点目は不発弾の調査というのはこの地域で既に実施されているのかという点です。特にラオスの場合は非常に地雷、不発弾が多いということが言われておりまして、特に北部のベトナム戦争の爆撃の中心地でシェンクワン県では不発弾除去というのが日本のODAでこれまでも実施しております。一方で、これはサイトが南部ということでアッタプー県というのにも含まれるようですけれども、これもベトナム戦争のときのホーチミンルートで非常に広範囲に爆撃されているところなので、不発弾が多いというふうに言われております。ということで、この辺は既に調査されて処理されているのか、あるいは今後さらにそういう計画があるのかという点について教えていただければと思います。

以上です。

○原嶋委員長 ありがとうございます。

それでは、柴田委員、聞えますか。お願いします。

○柴田委員 柴田です。ありがとうございます。

先ほどの掛川委員の質問とちょっと重なってしまうかもしれないんですけども、協調融資の部分で1点質問をさせていただきたいと思います。10行の協調ということで資料を拝見したんですが、その中でJICAさんが担っておられる役割というのはどのような役割かというところですね。多分何かイニシアチブのような形ではないのかもしれないんですけども、といいますのは、この後ワーキンググループでまた詳細を確認していくに当たって、例えば今既に出ているEIAの報告書を見ると、もう基本的に設置する箇所も定まっていってということで具体的な事業計画になっているかと思うんですが、その前の段階の開発準備調査みたいな段階でこういった環境社会配慮に関連した議論が行われてきたのかというところを確認できると、恐らくワーキンググループでの確認も非常にスムーズ、先ほどのまさに立地の代替案なんかもそうなんです、ワーキンググループで比較的スムーズに確認が進むかなというふうに思っておりまして、そういった意味で全体の中での今回のJICAさんの役割と環境社会配慮の位置づけについてもう少しお話しいただければというふうに思います。

以上です。

○原嶋委員長 ありがとうございます。

それでは、安村課長さん、よろしいですか。

○安村 ありがとうございます。まず、織田委員からのご質問ですけれども、こちらは事業者とスポンサーですね。事業者というのは特別目的会社、本事業のために設置されたものですが、実際に出資をして株主になっている主要な企業というのがスポンサー企業ということでございますので、ほぼ同じと考えていただいて大丈夫かと思います。そういう意味でEIAを作成しているの

は事業者というふうに呼んでいただいても問題ないかと思います。

続きまして、山岡委員からコメントいただいたラオス国内の電力不足への対応という点でございますけれども、本事業につきましては、事業スコープとしてベトナムに対する売電という事業目的になっておりまして、ラオス国内の電力グリッドには本事業の送電線は接続されないというふうに私どもは確認しております。ラオスに対しては、本事業で電力不足を解消するというのは事業目的として私どもは捉えておりませんで、JICAもほかの円借款をはじめとして様々な協力形態でラオス政府に対しての支援を行っておりますので、本事業以外の部分でのラオス政府側の電力セクターに対しては貢献していければというふうに考えてございます。

国家間の契約としましては、こちらはラオス側から600MW定量分の電力をベトナムに売電するというような形で、2国間での合意というのがなされている形でございます。

2点目の不発弾の関係についての調査という点でございますけれども、こちらについては事業者のほうで現地のUXO clearance officeというところと協力しながら調査を行う予定というふうに聞いてございまして、詳細は私どもでこれから確認していくというところでございます。

柴田委員からご質問いただいた協調融資行が10行以上いる中でのJICAの役割というところでございますけれども、こちらについてはアジア開発銀行がある私どもは幹事行と呼んでいますけれども、協調融資行の取りまとめのようなことをやっております、私どもはそれに連携する形で本事業には関与するという形になっております。環境社会配慮については、そういう形でアジア開発銀行と主に連携しながら進めていくということを想定しております。

ほかのJICAのスキームでは協力準備調査という形で調査をして、そこから事業化ということが通常行われますけれども、海外投融資の場合、事業者さんのほうでそういった準備をされて、それで融資のご相談をいただくというところでちょっとJICAの関与としても段階が異なっているというところがございます。ですので、私どもの関与の仕方としては、事業者さんのほうで準備されたESIAですとかそういったものをレビューして、足りない部分についてはレンダーとして協調融資行と連携しながら追加でこういった対応もしてくれといったようなことを申し入れていくという形の役割を想定しております。

以上です。

○原嶋委員長 ありがとうございます。

それでは、作本委員、聞こえますか。お願いします。

○作本委員 お願いします。

もう既にほかの委員の方々からご指摘はありましたけれども、ちょっと簡単に3点ほど、3つ目はコメントにすぎません。

1つ目ですが、これは先ほど木口委員の先住民のお話あるいは委員長からの指摘でも表れておりましたけれども、ラオスではESIAというか環境社会配慮を行いなさいということで法定化されている、法律で定められているわけでありましてけれども、その場合にやはり必ずしもJICAとかADBが目指しているような社会配慮の範囲あるいはターゲットとは異なるというか、小さい可能性が十分予想されますので、ぜひ国内法との比較対象を行いながらギャップを明確にして、JICAさんなりADBのガイドラインを適用するという方向を模索していただきたいと思います。これが1つ目、ぜひ国内法との対照を作っていただけますかということですね。

あと、2番目が既に山岡委員からのご指摘ありましたが、ラオスはこれまでもタイに売電を行いながら外貨獲得をやってきたということがありまして、特に水力発電で大量の森林破壊を引き起こしてきたことがいろいろ指摘される国でもあります。そういうことで、これも売電目的ということでもどこまで森林伐採を行えば切りがつくのかというところが見えないままずっと突っ走っているわけではありますが、今回、風車ということでやはり同じような森林伐採の可能性が十分あるわけでありまして、その意味では先ほどKBAの回避の話もありましたけれども、移動性の動植物、特にアジアゾウですね、生息域かどうか私は分かりませんが、あるいは鳥、そういうようなものをよく調査された上で、特に保護区の保護との関連もありますけれども、もちろん風車の公害防止項目もありますけれども、特に生態系、自然保護の関連で注意を払っていただくことをお願いしたいというか、どう考えているのかちょっと教えていただきたいと思います。

3つ目は本当に単純なコメントでありますけれども、今回の10行の中にAIBが入っているかどうか分かりませんが、特に融資が切れた後に、投融資ですけれども、株を持つならば別ですが、融資が切れた後に環境社会配慮が継続できるような仕組みというか考え方あるいはシステムというものをぜひこの事業を通して相手国側に浸透させていただきたいというふうに考えます。3つ目はコメントです。

以上です。

○原嶋委員長 ありがとうございます。

木口委員、聞こえますか。

○木口委員 木口です。度々すみません。

補足ですが、先ほど田辺委員、ほかの委員からお話がありました不可分一体の件ですが、恐らくまだ売電契約をベトナム等もほかの事業では結ばれていないものなので、この事業がなければベトナム側の送電線は引かれないのではないのか、これが事業をきっかけではないのかという点でもうちょっと深いご説明が必要なのではないかなというふうに思っております。これはコメントですけれども、今のご説明だとほかにもたくさんあって容量的には少ないということなんですが、この事業がなければ恐らくずっと先に作られるものである可能性というのものもあるのかなというのを思った次第です。

それから、先ほどちょっと言い忘れましたが、恐らくこのエリアは非常にまだいわゆる伝統的な焼き畑をやっているエリアでして、制度上、ラオス政府は一応それを禁じていて、土地利用がなかなかほかでは暮らせないということで、曖昧な形でそれが残されているようなところだと理解もしております。JICAさんの森林などのご専門家の方やほかの事業で土地問題について一定知見がもう既にあるかと思しますので、そういったところとも連携をして慎重な、住民の方の生活を圧迫するようなことがないような開発が行われるように、それをまたモニタリングできるようにという形で事業を行っていただきたいと思います。

以上です。

○原嶋委員長 ありがとうございます。

米田委員、聞こえますか。

○米田副委員長 ありがとうございます。

海外投融資ということでいろいろ細かいことをお願いするのは難しいと思うんですが、ワーキン

グに向けてのお願いということになるかと思います。ちょっと情報が少ないというか、そもそもなぜこの土地を選ばれたのかとか、選定に当たってどういう点を考慮されたのかとか、あと、ほかのプロジェクトにもあったんですが、大きなタービンを運ぶということで輸送方法の検討であるとか、大きなものを運ぶ道路とかそれによる影響とか、そういうことの検討であるとか、あと、風力は寿命があるようなので、寿命が来た後にその後どうするのかといった検討であるとか、そういうことを含めた検討が行われたのかというようなところもワーキングのほうの資料に出していただけるといいのかなと思います。

このKBAの情報をちょっと見た感じでは、先ほど作本委員がおっしゃられたゾウであるとかトラであるとか、あとマレーグマであるとか、単に記録があるだけということかもしれませんけれども、結構重要な地域なのかなと。IBAの一つはAlliance for Zero Extinctionの地域にも指定されているということで、かなり希少なあるいは非常に絶滅の危険性の高い種類が生息しているというような場所であるということで、保護区ではなくても結構重要な地域である可能性は高いのかなという気がしますので、そこも十分に検討された情報をワーキングに出していただければと思います。お願いします。

以上です。

○原嶋委員長 ありがとうございます。

それでは、事業部のほうですか。あと、審査部に1点お願いなんですけれども、不可分一体の解釈について本件との兼ね合いで、審査部側のご意見をいただければと思います。

まず、安村さん、ご回答をお願いしてよろしいでしょうか。

○安村 まず、作本委員からご質問いただいた点ですけれども、現地の環境社会配慮について国内法が限定的というところですが、こちらについては国際水準とのギャップについては確認した上で、レンダーの国際水準に沿った形での環境社会配慮というのを対応しているところでございます。

2点目の森林伐採等での移動性の哺乳類、特にアジアゾウといったものがないかどうかという点につきましては、こちらも調査しておりまして、アジアゾウは対象地域エリアの中では確認されていないというところがございますけれども、CR種等がいるという点は確認しておりますので、こちらの緩和策については詳細を確認していければというふうに考えております。

3点目の融資期間終了後、事業者側できちんとした環境社会配慮の体制が取られるかという点でございますけれども、こちらは融資がかなり長期にわたることを想定しておりまして、その中でプロジェクトの実施体制において環境社会配慮をモニタリングする体制というのは整備、我々も見ていくという形になっておりますので、そこは仮に融資が完済された後もいきなりやらなくなるということはないんじゃないかなというふうに考えてございます。

木口委員からご指摘の点、審査部のほうから不可分一体については補足があるかと思いますが、仮に本事業がなければ関連事業は建設されるあるいは拡張されることはないという点と、その関連事業がない場合に本事業は実施可能性がないという事業というところですが、こちらについてはベトナム側では最新の電力開発計画におきましても、別の事業との関係で送電線を開発、接続するという計画が既に盛り込まれているというふうに聞いておりますので、私どもとしては不可分一体ではないというふうに考えております。

2点目の焼き畑が現地の慣習としては残っているという点と、原住民の生活を圧迫することのないような事業実施という点については私どもも同意でございます、先住民かどうかという点も保守的に先住の場合に配慮すべきことというのを踏まえて対応していければというふうに考えてございます。

米田委員からご質問いただいたなぜこの土地をそもそも選んだのかですとか、もう少しワーキンググループで情報提供いただきたいという点につきましては、準備できればというふうに考えてございます。なぜこの土地かという点については、風力発電事業の場合ですと、まず風況ですね。風がちゃんと安定して強く吹いているかというところは選定において一番最初に選ぶところでして、その上で環境社会配慮の面で影響が低い、そんなに大きくないという点と、あとは送電線で接続するルートですとか事業スコープ、事業コストとかそういった点を総合的に勘案して決めているというふうに聞いております。

以上でございます。

○原嶋委員長 審査部のほう、受け止めをお願いしてよろしいでしょうか。

○高橋 審査部の高橋でございます。

不可分一体の件ですが、審査部からは先ほどの安村課長の説明に特段補足はございません。ガイドラインのFAQで不可分一体の定義の記載がございますが、現時点で確認できている情報を踏まえますと、委員がご指摘された追加の情報、例えばベトナム側のこの事業の位置づけや送電線事業の位置づけなどをワーキンググループでも改めて確認し、本日ご質問いただいた点についてご説明できる資料を整えていく必要があると理解しております。

以上でございます。

○原嶋委員長 ありがとうございます。

日比委員、間に合いましたか。お願いします。

○日比委員 ありがとうございます。

ちょっと遅れて参りましたので、もし既に議論されていたらご容赦いただきたいんですけども、特にKBAの幾つかがプロジェクトエリアに含まれるということになるかと思いますので、これはガイドライン上の重要な自然生息地に該当する可能性が高く、著しい転換や劣化がないようにしないといけないということになってくるかと思うんですけども、やはり協調融資ということで、JICAのガイドラインを満たす緩和策を、どこまで実施機関側に具体的に取り入れてもらえるような働きかけができるか、実際にそれができるのかどうか、あるいは実施機関側で決まったものをガイドラインを満たす形に内容の修正を依頼できるのかなど、そのあたりの見立てについてJICAさんに少し教えていただければと思います。

以上です。

○原嶋委員長 安村課長さん、お願いしてよろしいでしょうか。

○安村 申し訳ありません。ちょっと音声クリアに聞こえておりませんで、ご質問をもう一度少し大きめの声でお願いできますでしょうか。

○日比委員 すみません。ちょっと今、外にありまして、周りのノイズもあってあれなんですけれども、要はKBAということで、ガイドライン上の重要な生息地に当たる可能性が非常に高い部分があるのではないかと思いますので、そのKBAに係る部分については著しい転換や劣化を伴わないよ

うな緩和策を講じる必要が、もし事業を進めるのであれば必要になってくると。その緩和策をどういうふうなものにしていくかということについて、協調融資ということでもあるので、JICAさんがどこまでガイドラインが求める条件や水準を通していくことができるのか、あるいはひょっとしたらもう既にある緩和策に対して、それでいいあるいは駄目だという判断しかできないような状況になり得るのか、そのあたりについて教えてくださいということです。聞こえましたでしょうか。

○原嶋委員長 安村さん、大丈夫でしょうか。

○安村 ありがとうございます。

KBAに対しての緩和策について協調融資というような形なので、JICAとしてどこまで提言ができるかというご質問と理解いたしました。この点については、協調融資行、開発金融機関も数行入りまして、皆さん同じような環境社会配慮の視点を持っておりますので、これについては国際水準にのっとった形で緩和策がなされるようにレンダー一丸となって事業者側にはコメントをしていくという形になるかなと思っております。

○原嶋委員長 日比委員、聞こえますか。

○日比委員 聞こえました。ありがとうございます。現時点ではそういう形でありありがとうございます。

○原嶋委員長 ありがとうございます。

繰り返しになりますけれども、代替案の検討、不可分一体、そして、本件は開発援助、広い意味ではそうでしょうけれども、実質的には売電を目的とした事業で現地への利益の還元といいますか、そういったことについていろいろご意見がありました。安村さん、レンダーによる追加調査などの資料は事業者側のEIAに加えてワーキンググループまでには間に合うということで理解してよろしいでしょうか。

○安村 ありがとうございます。現在ドラフトを作成中でございますので、間に合うかと思えます。ご指摘の代替案の検討ですとか現地への利益といったところについては、もう少し詳細にご説明できるかなと考えております。

○原嶋委員長 それでは、一応予定としては8月ぐらいをめどにということになりますけれども、ほかに委員の皆様、ちょっと本件については最後になりますけれども、もし重要な点でご発言の希望がありましたら頂戴しますので、サインを送ってください。

いずれにしても、KBA、そして、聖なる森ですね、このあたりの影響回避ということ、これがとても重要になってまいります。あと、現地の皆さんへの影響ですね。特に利益の還元なども十分考慮していただいて進めていただきたいと思います。

委員の皆様、何か詳細についてはまたワーキンググループということになろうかと思えますけれども、ご発言ありましたら頂戴いたしますけれども、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

あと、高橋さん、小島さんでしょうか。休憩を取りますか、取りませんか。どうしますか。教えてください。

○小島 交代するだけの時間をいただければ、それで再開したいと思います。説明者は既に後ろに控えていますので、3分後ぐらいに始めるというのでいかがでしょう。

○原嶋委員長 それでは、ラオス国の風力発電事業の案件概要説明についてはこれで締めくくりにさせていただきます。安村さん、どうもありがとうございました。

○安村 ありがとうございます。

○原嶋委員長 それでは、交代の若干の時間を除きまして、進めさせていただきます。準備をお願いします。

○小島 準備ができたからお知らせしますので、お待ちください。

○原嶋委員長 お願いします。

○小島 本件説明者のほう、準備できましたので、委員長、再開いただいて結構です。

○原嶋委員長 音声、入っていますでしょうか。

○小島 入っています。

○原嶋委員長 それでは、会議を再開させていただきます。よろしくお願いします。

続きまして、議事次第の4番目になりますけれども、環境レビューの結果報告ということで1件ございます。インド国のムンバイ・アーメダバード高速鉄道の建設事業でございます。

それでは、ご担当の方、ご説明をお願いします。

○川端 JICAのインド高速鉄道室で次長をやっております川端と申します。よろしくお願いします。

本件につきましては、委員の皆様ご記憶いただいているかと思いますが、今画面に映っているパワポ資料、これは以前からご説明させていただいているものとほとんどというか全く同じなんです、3ページに簡単に経緯を書かせていただいておりますとおり、昨年、住民移転数が再調査をしたところ増えているということがございまして、増えているというのはちょっと前後するんですが、5ページのほうに住民移転数が増えています。

5ページを映してもらっていいですか。

事業開始後に引き続き調査をしているところ、住民移転数が増加しているということがございまして、要因としまして一部の区間の線形変更に伴うものがありまして、それ以外にも住民移転数の増加がありますということで、もう一遍この3ページに戻っていただいていいですか。こちらに経緯を記してございますとおり、昨年の夏から秋にかけて環境の再レビューということで実施させていただいて、助言委員会の先生にもお諮りさせていただいたという経緯がございます。

11月に全体会合の中で助言確定ということで、その後、私どものほうで実施機関とオンライン会議ですとか、あと、私どもも複数回現地に行って実施機関と協議をして、いただいた助言に対する対応ということで確認をしてまいりましたということで、本日その結果をちょっとご報告させていただきたいというものです。

では、助言対応表に基づいて、前回助言ということで11個いただいておりますので、1つずつ簡潔に説明していきたいと思えます。

では、順番にまいります。1番ということで、本事業により便益ありと認める影響世帯、影響住民の数は全体の25%にすぎないので、その地域の住民の皆様が高速鉄道の正負両面の影響ないし効果をさらに理解できるように情報提供を強化するようにJICAから実施機関に申入れをするようにという助言をいただいております。

私どもも実施機関と対話していく中で、この点、実施機関に対して申入れを行っておりまして、実施機関、高速鉄道公社のほうも今後も引き続きステークホルダー協議等を通じて説明を実施していくということで合意しております。高速鉄道公社のほうでこの後からも出てきますけれども、影響住民との対話というのも当然やっていますし、それ以外にもホームページであるとかSNSですと

か、あと、工事も始まっていますので、この工事のサイトの近隣住民の方に対する周知徹底というのをやっていっておりますということを我々としても確認させていただいております。

次、2番にいきたいと思います。取りあえずこのまま続けて一旦最後まで説明してよろしいですかね。

2番です。建設中並びに供用開始後、運転開始後の騒音について、線形変更後の周辺住居等の立地状況を確認し、必要に応じてモニタリングプランに反映するとともに、モニタリングした結果が基準値を超える場合はさらに緩和措置をちゃんと取るように実施機関にインプットするようということです。

こちらについて、実施機関のほうで線形変更された具体的にはヴァードーダラー駅の周辺でございますが、この辺の住居ですとか、あと、センシティブレセプター、いわゆる病院、学校、あと、寺院ですかね、この辺が主になりますが、位置関係を再確認しまして、その位置関係が近いサイトについては改めて騒音とか振動の影響を確認しまして、特に追加的な影響ですね、線形変更による当初予定されていたものよりも追加的な影響というのは想定されないということを確認しましたので、モニタリングプラン、あと、モニタリングレポートを今後も引き続き実施機関は行っていますが、モニタリングレポートの中ではもちろん騒音・振動について定期的にモニタリングをして報告するようというものは入っておりますので、それ以上特にモニタリングプランに追加的な措置をやれということを反映、変更するということは特に行っておりません。

ただし、実際に今後順次建設は進んでいますが、いわゆる病院、寺院等に対して騒音・振動が基準値を超えるような場合には、防音壁の設置などの緩和策を講じなさいということは申し入れて、かつ合意をしております。実際にかかなり近いサイトとかについては防音壁を作っていくということで、もう既に手当てをするように実施機関側も動いているというものですので、これも引き続きモニタリングは我々としてもやっていくというものです。これが2番です。

次、3番にまいります。線形変更に伴って移転が不要となった世帯に対して補償対象外となったことや変更の理由についてちゃんと説明して、ちゃんと理解していただいているかというのを実施機関に確認して、必要に応じて適切に対応してくださいということなんですが、これは実施機関でちゃんとやっております、結果的に移転が不要になった世帯に対しても説明会や個別の面談等を通じて、その旨は説明しております。実際、インドでは前回もご説明したとおり、この実施段階の詳細調査、JMSと呼んでいますが、ここで補償が確定するということは一応それなりに住民の方にも認知していただいておりますので、今回移転が不要になったことをなぜなんだと、そういったような反応は特段なくて、そこはスムーズにご理解をいただいているということを実施機関からも確認を得ております。

次が4番ですね。逆に今度、線形変更をして新たに移転することになった住民に対しまして、金銭補償だけでなく具体的な生計回復支援策について、いわゆるいろんな研修プログラム等がありますよといったところも含めて丁寧に継続して説明をしていくようにしてください。これを実施機関に申し入れてくださいということで、これは我々も実施機関と対話をする中で、新たに影響を受けることになった住民の方に対して、金銭補償だけでなくいわゆる職業訓練等いろんなプログラムがありますよということをちゃんと周知していますということを我々も確認させていただいております。

次が5番ですね。この詳細調査で被影響住民ではなくなった人たちの実態は把握できないという旨を環境レビュー方針資料の確認済み事項に記載してくださいということで、これは前回ちょっと議論にさせていただいた事項でございまして、実際ちょっと詳細調査に至る中での人口の入り絡りの詳細というのはちょっと確認ができないということでご説明させていただいておりますが、それについては、このお送りした資料の中では「11月の後に」と書いていますが、正確には10月になるんですかね。ワーキンググループをやらせていただいた後に環境レビュー方針の資料、前回のご説明資料の修正したものを委員の皆様には送らせていただいているということで、ご確認をいただけているかと思えます。

次が6番ですね。詳細調査終了後も引き続き店主・従業員、あと、季節労働者の方とか、こういう方も含めて被影響住民の把握が継続されるということとJICAとしても確認してくださいというようなご助言です。これに対して、これも実施機関と協議・確認しております、もちろんこの調査の後にも今後も引き続き店主・従業員、あと、季節労働者の方も含めた被影響住民の把握に努めるということと、新たに今後もし被影響住民の方が確認された場合には、必要な補償や生計回復支援策を提供していくということで、実施機関との協議の中で実施機関からそれをやるということとを我々としても確認しております。

また、JICAの事業としまして、我々も引き続き実施機関からいわゆる四半期報告書の提出を今後を受けて、それを通じてそういったことのあるなしや対応について引き続き我々としても確認をしていくと、そういうメカニズムというか、そういうふうには引き続きやらせていただきます。これが6番ですね。

次、7番ですね。コロナ禍の状況を踏まえて、それ以前の補償・生計回復の方針やルールをコロナの影響を踏まえて、必要に応じて再検討するようJICAから実施機関に申し入れることという助言でございまして、これもまさに実施機関と協議をいたしまして、実際に実施機関も既にコロナの影響を踏まえて生計回復支援期間を当初想定よりも2年程度延長していることをまず確認させていただいております。

さらに、今後再度の感染拡大が生じた際には、再度支援期間を延長するということとを我々からも申し入れて、その点については実施機関も合意をしております。現在、インドはかなりコロナは落ち着いていまして、ほぼ平常どおりかなという感じになっておりますが、今後またどういふことがあるか分かりませんので、それは状況に応じて柔軟な対応をするということで実施機関も得心しているというところです。これが7番ですね。

8番です。新たに発生した移転住民を含めた2018年9月の審査以降に行われたステークホルダー協議の内容をJICAは助言委員会に報告することというご助言でございます。これは当初の2018年9月の最初のレビューとJICAの借款供与以降も詳細調査を引き続き行っているというのもございますが、実施機関としても当然それと並行してというか、セットで継続的に住民協議を実施しております。

この中で協議録、協議の記録というか、協議自体が非常に多数の回数行われておりますので、ということが話されているかという主だったものをご紹介しますと、ここに書かせていただいているとおりでございまして、最新の事業の内容、進捗というのはもちろんなんですが、あとは被影響住民の方に対して補償額や生計回復支援策、あと、それらを記載したいいわゆる一覧表というんです

か、Entitlement Matrixと呼んでいます、こういったものがございましてという説明、あとは具体的にどういう職業訓練が受けられるのか、あと、用地取得に係るプロセスですね、これも規定に基づいて行われますが、その辺を一通りご説明させていただいていると。逆に住民の方からいろんなご意見があると思うんですが、主だったものとしてはやはり補償金はいつどうやってというか、いつ受け取りができるのかということ、あとはこれもよくあるかもしれないんですが、職業訓練もいけれども、実施機関に雇用してくれないかといったような意見とかも出ているということで、そういったものが含まれているということを確認させていただいております。これが8番ですね。

次、9番ですね。ガイドラインでは、住民移転計画の作成過程で事前に十分な情報が公開された上で、被影響住民やコミュニティとの協議が行われていなければいけないと規定しております。この改訂RAPの作成プロセスもこれに基づいてちゃんと情報公開と協議はできていますかということを確認してくださいという助言です。

これは改訂RAPに関わる線形変更の地域における協議においても、英語はもちろんなんですけれども、あと、現地語ですね。いわゆるグジャラート州とマハラシュトラ州なので、グジャラート語、マラーティー語でも記載した新聞や新聞広告や、あとInvitation Letterでこういう現地語も使って広く事前に通知を行った上で、その上で具体的に住民の方との協議等を通じて、先ほど8番で申し上げたような内容を説明しているというところでございます。

あと、改訂されたRAPについては最終化した後、我々のJICAのホームページでもそうなんですけれども、実施機関のホームページでも公開されているということです。あと、場合によっては例えばイラストとかも使ったりして、できるだけ見える化して分かりやすく理解できるように説明しますということも実施機関から確認を得ております。これが9番です。

次、10番ですね。モニタリングについて2020年6月の時点のモニタリングレポートの内容を見ると、RAPで示されているモニタリング項目と十分整合していないので、そこがちゃんと整合するようにJICAとしても実施機関に申し入れて確認してくださいということですね。

これはまさにいただいたご助言を実施機関にも確認というか申し入れしまして、実施機関のほうでモニタリングのフォーマットをちょっと修正しまして、例えば脆弱層の移転後の収入変化等を新たな項目に追加するというので、新たなフォーマットについて実施機関と我々の間で合意しております。これに沿った形で我々も今後、四半期報告を受けていきますので、この中でJICAとしても引き続きモニタリングを行って、先ほどご指摘いただいたように、必要に応じて確認と手当てをしていくというふうに努めてまいります。

最後の11番ですね。この影響世帯数、住民数が大きく変更されたこと、また、RAPの改訂に関するステークホルダー協議の中身が明らかになっていないこと、また、コロナ前に立案された補償・生計回復手段の基準を適用することの妥当性等がありますので、JICAとして環境レビューの再実施に十分時間をかけるようにというご助言をいただいております。

昨年の10月のワーキンググループと、あと、11月の全体会でこれも含めたご助言をいただいているわけなんです、それ以降、我々のほうでも複数回オンライン協議と現地渡航ミッションを通じて影響住民の方の状況の把握や、あとはいただいた助言を踏まえて実施機関に申し入れを行うといったことを行ってきておりまして、今回、このようにご報告させていただいているとおりで、一通り実施機関としても真摯に対応していただいて、我々としても引き続きモニタリングができる体制は

取りあえず整えられたかなと思っておりますというところで、本日このようにご報告をさせていただいたという次第でございます。

一旦私からは以上とさせていただきます。

○原嶋委員長 どうもありがとうございました。

それでは、資料としては昨年ご説明いただいた資料、あと、環境レビュー方針ですね、重大な変更後のものも追加された環境レビュー方針をつけていただいております。

それでは、今のご説明に対してご質問やご意見ありましたら頂戴いたしますので、サインを送っていただけますでしょうか。

それでは、小椋委員、聞こえますでしょうか。お願いしてよろしいでしょうか。

○小椋委員 小椋です。ご説明どうもありがとうございました。

今ご説明をいただいたものとは別のもので、右肩に2021年10月8日、審査部環境社会配慮監理課さんがお出しになったインドのアーメダバード高速鉄道建設事業の環境レビュー方針の中に、今しがた説明をいただいた確認済み事項だとか追加確認事項というのがずっとずらずらと資料があるんですが、そのうちの15ページの補償方針についてお聞かせいただいてもいいでしょうか。

○原嶋委員長 どうぞ続けてください。

○小椋委員 続けます。その中で補償方針の上から6ポツ目かな。移転地について今後建設予定となっているのですが、これは約2年たった現在でどういうふうに移転地が建設されていますか、整備されていますかというのが1点と、この場合2度移転になっていますね。PAPsの方は、一時仮移転されて、また移転先の整備が終わった後、移転されるのですかね、。そういう2度移転を想定しておられたのですが、現在の状況はどうなっているのでしょうか。

と申しますのは、2度移転もといとなかなか大変だなという思いもあって、引っ越しにも随分と被影響住民の方にご迷惑をおかけしなくちゃいけないなというものの、それから、生活基盤が形成された上での2度移転となると、生計回復策も改めて必要になるのかなという懸念がございます。

以上です。

○原嶋委員長 続きまして、松本委員、お願いしてよろしいでしょうか。松本委員、聞こえますでしょうか。お願いします。

○松本委員 ありがとうございます。このときのワーキンググループだったのでお尋ねをしたいんですけども、1つ目はもともと3月ぐらいに全体会合で環境レビューだったような気がするのですが、そのときにも議論になったように、慎重に時間をかけていただいたのかなと今解釈をしているところです。

その上でなんですが、その後、季節労働者を含めて被影響住民の数に変化が見られたかどうかをちょっと確認したくて、ワーキンググループのときの数からまた変更があったかどうか、その辺についてJICAのほうでどのぐらいご確認されているかというのを伺いたいのが1つ。

なぜなら、これが2点目ですが、モニタリングについては、社会面についてはなかなか情報が出てこないこともあるので、やはり我々とすれば、助言委員会としてはこの環境レビューのときにできる限りの確認はしておきたいということもあるので、1番目のところを質問させていただいている次第です。

以上です。

○原嶋委員長 それでは、奥村委員、聞こえますか。お願いします。

○奥村委員 奥村です。

ちょっと細かい点の確認なんですけれども、助言の3番ですかね。実施段階の詳細調査ですけれども、これはさっき説明いただいたパワーポイントの資料だと、詳細実施調査の実施時期みたいなのが書いていなかったんですが、昨年に説明いただいたときは2021年5月に99%終了しているみたいな説明をいただいているみたいなんですけれども、詳細調査のタイミングは、今日の資料の中では抜けていたんですけれども、その事実は変わっていないということなんですか。2021年5月に終わっていたという形なんですか。

○原嶋委員長 よろしいですか。ありがとうございます。

それでは、川端さんですか。聞こえますか。

○川端 聞こえています。ありがとうございます。

○原嶋委員長 いずれにせよ、ちょっと環境レビュー方針の文章から時間が経過しておりますので、移転先の選定あるいは被影響住民の把握ですね、そのあたりを含めて今ご質問のあった点の進捗についてお願いしてよろしいでしょうか。

○川端 まず、小椋先生からご指摘いただきました移転地の整備、あと、2度移転をする人への配慮という点なんですけど、これは前回も少しご紹介させていただきましたが、実際に影響住民の方と補償について協議をしていく中で、移転対象者数が現時点で4,450のうち約3分の1、1,400世帯の方については移転が完了しております。残りの方については、実際のところ、移転ではなくて金銭補償を受け取った上でご自身が場所を選んで移転をしたいという希望の方になります。

したがって、その方に対する追加の移転地の選定整備というのは特に行っていないというのと、実際に2度移転というのも従って発生しないというふうに今のところは確認しております。つまり残りの方は金銭補償を受け取って移転するので、別のところに動いてからまた動くという形はもう想定されていないというのが確認した結果でございます。これが1つです。

○小椋委員 分かりました。承知いたしました。

すみません、更問で申し訳ないんですけれども、既に1,400世帯の方が移られているということは、建設予定の移転地は整備されているという理解なんですね。そういうことでいいのですかね。

○川端 すみません、一部ちょっと訂正させてください。

先ほどの1,400世帯の方についても実際には金銭補償がいいと言って、金銭補償を受け取った上で自分の希望したところに移動したということですね。そこがちょっと修正点なんですけど、いずれにしても、結果として実施機関のほうで移転地を整備するというアクションは行われていないというか、結局必要がなくなっているというところですね。

○小椋委員 なるほど。そういうことなのですね。分かりました。

住民移転においては、こうした移転先地の確保というのは生計回復の重要なファクターなので、できればトラッキングされた結果もフィードバックいただければありがたいです。

以上です。

○川端 分かりました。

○原嶋委員長 川端さん、続けてください。お願いします。

○川端 ありがとうございます。

松本委員からの問いですが、住民移転が必要になっている方の数というのに最新の状況で変更がありますかということなんですけれども、現時点も定期的に報告を受けていますが、今の時点では変更はないです。4,450世帯ですね。この数字には変わっておりません。引き続きモニタリングをいたします。

あと、奥村委員からいただきましたのがJMS、詳細調査が済んでいるというのが95%ということとで前回ご報告しておりますが、その数に変更はないですかということなんです、99%の村で完了しております、それは現時点でも変わっていないということです。残り2つの村だけちょっとまだペンディングになっているんですが、そこも早急に行いますということで実施機関から報告を得ております。

以上です。

○原嶋委員長 どうもありがとうございました。

松本委員からのご質問は被影響住民の数ということで、今お答えは移転数ということですが、そこで違いは出ませんか。松本委員、よろしいでしょうか。

○松本委員 ご指摘ありがとうございます。そのとおりなので、もし移転というか、いわゆるPAPsという意味で変更があるかどうか教えていただければと思います。

○原嶋委員長 移転数を含めて、被影響住民全体の変動について知りたいというご質問ですが、川端さん、お願いしてよろしいでしょうか。

○川端 ちょっと今、最新の実施機関からもらったデータを確認しましたが、被影響世帯という意味でも今のところ数字は変わっていないですね。

○原嶋委員長 松本委員、いかがでしょうか。

○松本委員 分かりました。ありがとうございます。

○原嶋委員長 ほかの委員の皆様、いかがでしょうか。とても大きな事業ですので、いろいろな点で懸念点もあろうかと思えますけれども、ご発言ありましたら頂戴いたしますので、サインを送ってください。

川端さん、今後の進捗ですね。既に一部、非常に延長も長いので、もう既に工事も始まっていますが、大きな流れとしてはどういう流れになるのでしょうか。既にお話しいただいているとは思いますが、念のために教えていただけますか。

○川端 まさに大規模かつ長期にわたる事業でございます、現況としては工事が一部着々と土木工事から始まっているという状況でございます。私も実は2週間前に現地に出張していましたが、他方でJICAとしまして引き続き円借款の融資を行っていくというのが1つアクションとしてございまして、実は5月23日にモディ首相が日本に来たときに、いわゆるこれは第1期、第2期ということで2回円借款の承諾をしているんですか、第3期の円借款も供与しますということについて、政府間の承認、いわゆるExchange of Notesの署名ですね、こちらを5月23日に行っております。一応それを受けてJICAの第3期の借款のローンアグリーメントの調印ということで今最終調整しております。まだちょっと具体的なタイミングは固まっていないんですが、間もなく調印を行う予定で調整しております。

事業については引き続き進めておりますので、その過程で今日も私から申し上げたとおり、引き続きこの環境モニタリングというのをちゃんとやっていかないといけないと。今後大きな動きがあ

れば、それはまた随時この場でご報告してお諮りするということをやっていくと。それがあつない関わらず、ともかくモニタリングはちゃんと我々のほうでもやっていくということをしていきたいというのが大きな流れです。

○原嶋委員長 ありがとうございます。1期、2期、3期というのはどういう区切りなんでしょうか。そして、今後またフェーズが加わっていくと、幾つ重なっていくんでしょうか。教えてください。

○川端 1期、2期、3期というのは、いわゆるかなり事業全体としては巨額の規模になるものですから、この事業には限らない、JICAの事業で時々やっているように、事業の資金のニーズのうちの最初必要になるものをある程度のスポットとしてローンアグリーメントを結びますと。それを2回やりまして、今回の3期目ということで、また工事が進んだ分、資金が必要になる分というのを調印させていただく予定と。3期で終わりというのは正直、3期で終わりということではなくて、4期以降も引き続き資金は必要になります。これは間違いないです。

じゃあ何期まで続くかという、ちょっとそれは工事の期間と、あと、実際に工事が進んだ結果、どのぐらいのタイミングで区切っていくかということにもよるので、まだ確定はしていないんですが、少なくとも4期以降もあと数回こういう形で事業の進捗に応じてローン、円借款という形で資金を供与していくというのは間違いないというところですし、それと並行する形で工事がどんどん進んでいますので、この環境モニタリングのほうも遺漏ないように並行して行っていくといったところですね。具体的にそういう意味では固まっているんですが、今後も同じような形で何回かやるということは間違いないです。

○原嶋委員長 作本委員、聞こえますか。

○作本委員 すみません。今お話し、ありがとうございます。私はインドで7区間に分かれた新幹線事業の成功を今、クアッドの動きなんかもありますので、ぜひ成功を期待したいと念じている一人であります。

1つ、このワーキンググループ等に参加させていただいたときのちょっとまだ記憶が残って、もう少なくなっておりますけれども、インドではカーストがあつて、少数民族対応、先ほど小椋さんから金銭補償のお話が出ましたけれども、議論がありましたけれども、少数民族のほうから特に大きな問題というのは出ていなかったのかどうか、今後の第3期以降もまだ続くかと思っておりますけれども、ぜひ感触を教えてくださいたいと思います。

以上です。

○原嶋委員長 併せて奥村委員からまずいただいた後、今、作本委員からの少数民族への対応についてまとめて対応いただきますので、奥村委員、聞こえますか。

○奥村委員 先ほどご回答をいただき、ありがとうございました。ただ、やっぱり2つの村だけずっと詳細調査が終わっていないというのはすごい気になるところなので、そこはどういう理由があるのかというのはきちっと把握されたほうがよいのかなと思いました。

以上です。

○原嶋委員長 川端さん、それでは、今少数民族への対応と2つの村の調査が遅れている理由とか、もし可能であればお願いしてよろしいでしょうか。

○川端 ありがとうございます。

少数民族の方の反対というのは特に把握しておりませんが、まさにご指摘のようなところがイン

ドで、インドに限らないですけれども、重要な点ですので、十分に配慮するように我々としても引き続きモニタリングをしてみたいです。

ちょっと2つの村が終わっていないというのも、またこれもご指摘のとおりで、ちょっとその影響というか要因の確認は引き続き努めて、そこをちゃんと丁寧に状況を把握しつつも、拙速と言ったらいけないですけれども、拙速じゃないようにちゃんとそこは丁寧にフォローしていくように我々としても引き続き実施機関と対話をしていきますということですね。承知しました。

○原嶋委員長 遅れている2つの村と少数民族というのは関連性があるかどうかは分かりませんよね。

○川端 そこは特に把握していないですね。ないですね。

○原嶋委員長 それでは、ほかの委員の皆様、いかがでございましょうか。

ちょっと審査部に確認です。ローンアグリーメントは何回かに分けて当然金額的にも大きいので、そういうことなんでしょうけれども、環境社会配慮の手続は一括で行っているんです。ほかの道路なんかですと、ここを工区ごとに環境社会配慮を行ったりとかそういうケースもあるようですけれども、ガイドライン上の運用とローンアグリーメントの関係というのはどういうふうに考えればよろしいのでしょうか。

審査部のほうでご意見をお願いしていいですか。

○小島 今話題になっている第1期、第2期、第3期というようなことについては、第1期の最初の段階で助言委員の皆さんも含めてカテゴリAのものについては諮らせていただいて、進めているものでございます。まさに今回のように期を重ねる中で事業が当初ご説明した内容と変わってたりするものについては、このような形で環境社会配慮上の重大な変更として改めてワーキンググループも含めて協議させていただいている、そんな位置づけと考えていただければいいのかなと思います。

以上です。

○原嶋委員長 実は最初の頃にもあまりにも延長距離も長いので、分けて環境社会配慮なんかもしたほうがいいんじゃないかというような、そういった議論もあったように記憶しているんですけれども、今回は物すごく長い距離を一括でやっています。ローンアグリーメントは区切られていますので、何となくその点は違和感といいますか、感じるんですけれども、特にガイドライン上は問題ないということでしょうか。

○小島 仮に最初の段階にプロジェクトを完全に2つに分けてしまうというようなことがあって、そのうちの最初だけをやりますと。それで、あとのものについては今回の機会にはご説明しませんということであれば、当然環境社会配慮も2つに分けてやらせていただくことになって、助言委員会付議なども含めて2回に分けるということになります。

今回は最初の第1期目の際に全体をご説明して、たしか私の記憶だと、ワーキンググループも回数を重ねてやったという記憶がありますので、その上で実施を始めて、今回重大な変更が生じたので、改めてご説明させていただいているというところがございます。

以上です。

○原嶋委員長 ありがとうございます。

それでは、ほかの委員の皆様、いかがでございましょうか。

これまでご発言のない委員の皆様も含めて、これまでご発言いただいていないのは、阿部委員、

石田委員、島委員、寺原委員、長谷川委員、林委員、あと、山崎委員ですか。それを含めまして、ご発言ありましたら頂戴いたしますので、お願いします。

よろしいでしょうか。

それでは、特になければ環境レビュー結果の報告についてはこれで締めくくりとさせていただきます。引き続き大変大規模で関心の高い事業でありますので、情報提供をよろしくお願いします。

それでは、本件はここで締めくくりとさせていただきます。どうもありがとうございました。川端さん、どうもありがとうございました。

○川端 ありがとうございました。承知いたしました。

○原嶋委員長 それでは、今後の会議のスケジュールですか。審査部のほう、お願いしてよろしいでしょうか。

○小島 本日の議事次第のほうを見ていただくと、5ポツに今後のスケジュールというのがあります。7月8日金曜日、14時からまたオンライン開催、そして、本部の私たちは会議室に陣取って開催させていただきます。

繰り返しですが、今期の助言委員の皆さんにとっては最後の助言委員会になりますので、ぜひご参加いただきたいと思います。次期の助言委員の皆さんについては、鋭意選考中でございます。最後になられる方々におかれましては、一言挨拶をお願いしたいと思いますので、どうぞよろしくお願い致します。

ただ、これも繰り返しですけれども、選考は鋭意頑張っているところですが、うまくいかない場合はちょっと割り込む可能性もあります。さらに言いますと、ワーキンググループを7月以降もどうしても開催せざるを得ないというところについては、個別に連絡させていただくことがあると思いますので、それも含めてどうぞよろしくお願いしたいと思います。

事務局からは以上です。

○原嶋委員長 小島さん、割り込むというのはどういう意味ですか。

○小島 ごめんなさい。今聞こえませんでした。

○原嶋委員長 割り込むというのは、割り込んでしまうことがあるという割り込むというのはどういう意味ですか。

○小島 選考におきまして、面接を何回か繰り返さないといけないとか、候補の方々の日程が合わないとかというようなことが出た場合、そのような割り込む可能性がある、という意味です。

○原嶋委員長 分かりました。

それでは、委員の皆様、いかがでしょうか。

あと、私のほうから今期といいますか、過去2年間、今のメンバーでの環境社会配慮助言委員会の活動報告について、林副委員長にデータの分析といいますか取りまとめをしていただいて、それを基に2年間の委員会の活動報告をまとめております。それにつきましては、次回原案を示させていただいて、ご了解を得る方向で提示させていただくということを予定していますので、ご承知おきください。この作業におきましては、林副委員長に大変たくさんの仕事をしていただきましたので、感謝申し上げます。

それでは、ほか委員の皆様、いかがでしょうか。

林副委員長、もしコメントがあればあれですけれども、よろしいですか。

○林副委員長 特にありません。次回、その資料で皆さんご議論いただければと思います。

以上です。

○原嶋委員長 それでは、本日最後になりますけれども、もしご発言のご希望がありましたら頂戴いたしますので、サインを送っていただけますでしょうか。

審査部のほうもよろしいでしょうか。

○小島 こちらのほうは大丈夫でございます。

○原嶋委員長 それでは、特になければ本日、第137回の全体会合をこれで終了させていただきます。

本日はどうもありがとうございました。

16:00閉会